

法成寺・法勝寺猿楽のこと——『鎌倉遺文』から

田 口 和 夫

『鎌倉遺文』の第十六卷以降には「勘仲記」の筆者である勘解由小路兼仲の日記の裏文書が翻刻されている。これは日記本文では記述されない世相もよみとることができ興味ふかいものだが、中で「法成寺後戸猿楽長者」が提出した訴状が目される。

法成寺猿楽については『風姿花伝』第四神儀に「一 法勝寺御修正參勤申樂三座 △河内住▽新座△丹波▽本座△摂津▽法成寺 此三座、〔同〕賀茂・住吉御神事にも相隨。」とみえる。また『申樂談儀』に「丹波のしゆくは、龜山の皇帝の御前にて申樂をせし時、長者になさる。新座・本座・法性寺の三座の長者也。道の面目、何事か是に如かん。」とみえる法性寺は法成寺のこととされている。これについては森末義彰氏『中世芸能史論考』・能勢朝次氏『能楽源流考』におおくの資料をもちいての考証がある。それにつけくわえることはむずかしいが、実態をとらえにくい鎌倉期の猿楽をかんがえる手がかりをこの裏文書はあたえているのである。文書は第十八卷に三通、

第十九卷に二通あり、編者竹内理三氏は後者について「数少い芸能史料として、その道の検討を期待したい」と序文にしている。第十八卷のものは、文書番号一三三四九から一三三五一までであって、建治元・二年（一二七五・六）頃のものかと注されている。その内容は「猿楽長者龜王丸重申状」と題された（五〇）は「某書状追而書」、五一は「成□書状」一三三四九番文書にあきらかである。欠字となつてしまつている部分がおおく難読だが、編者の推量ならびに私案をもつて、かきくだしてみよう。編者のものは本文にくみこむ。ただしこれは原文によられたい。

法成寺猿楽長者龜王丸謹みて重ねて言上す。
早く住吉神領猿楽の（新座）夜叉冠者の新儀濫妨を停止せられ、元の如く合樂頭職等御田殖役を為さ（しめ）地□□出仕等相違すべからざる由、仰せらるるを欲する間の事。右件の子細は、言上度々に及び畢んぬ。しかれども夜叉（冠者）住吉神主殿に屬し奉り

（無□□□□□□□□の陳状、及び新□□□□□申さるる御教書御請文を捧ぐ、尤も□□（佗）僚の次第なり。□□□□□道理に依り件の樂頭職出仕すべき等□□、本職元の如く進退領掌□せしむべく仰せ下されんと欲す。將た又、過料を取るや否やの事、□□実段てへり。早く日限を差して両方を召し決せられ、早く上裁有るべき者か。もし□□御成敗遅々に及ばば、身暇を給はり御願に參勤（すべからざる）者か。仍て後勘の爲めに粗ら重ねて言上件の如し。

この文書で注目されるのは、①法成寺猿楽長者とみずから名のる龜王丸の存在。②住吉社の合樂頭職、御田殖の役を法成寺猿楽と（おそらく新座の）夜叉冠者があらそつてゐること。③文書にみるかぎり夜叉冠者の方が住吉神主とむすびついて有力であるらしいこと。などがよみとれることである。ときは龜山上皇の院政がしかれており、『談儀』の「龜山の皇帝（院）」、『花伝』の「住吉御神事に相隨」にも合致しているのである。『源流考』に鎌倉末ごろとして「住吉大神宮諸神事次第、御田植の条には、（上略）猿楽三座、本座十五人、新座三十人、法成寺十五人」とひく実態——住吉のお田植に參勤し、新座が優勢であること——がすでに建治のころに存在していたとみられよう。

第十九卷のものは文書番号一四三九七と八で「猿楽長者弥石丸申状」と「権律師某挙状」と題されている。申状のはじめを同様にかきくだしてみよう。()内は私案である。

(御堂)後戸猿楽長者弥石丸謹みて言上す。
法勝寺猿楽撰津国河尻寺住人春若丸、数十人の悪党を相ひ語らひ、法成寺猿楽大和国住人石王丸を殺害せしむる間、与党の人觀□丸を搦め取らしむる後、已に法勝寺長者の下人清太郎男に預け置き畢んぬ。早く彼の与党の人口に於いては不日召出され、重科に行なはるべし。御沙汰を經られんことを欲する子細の事。

この文書は弘安四年(一二八一)閏七月のものである。ここで注目されるものは①法成寺猿楽が「御堂後戸猿楽」としるされること②法勝寺猿楽の存在が指摘されること。③両座の者の住所がしるされていることである。

後戸は服部幸雄氏によって解明された魔多羅神信仰にかかわるものであるが、弘安期に正式の文書で法成寺後戸とのかかわりが猿楽者によって力説されていることは注目されるよいことであろう。法勝寺には猿楽が存在するであろう(咒師座の存在から)ことは推定されながら、明証がなかった。本文書では法成寺猿楽と同等のようなので、法勝寺には鎌

倉末、咒師の座と猿楽座とが分化して存在していたものであろうか。住所は問題である。

座人の住所と座の本拠地がいかなるかかわりをもっているかたしかめられないので、ここに明示された住所をどうみるか判断がわかれよう。いずれにせよ、ここで法勝寺——撰津国河尻寺、法成寺——大和国とするされている事実は無視できないであろう。さきの建治の文書で夜叉冠者の座を「新座」としたのは私案であって、ただしくは何字分の欠であるかをたしかめる必要があるのだが、『花伝』で法勝寺に参勤する三座の筆頭に新座をあげていること、文中にしろした参勤の人数からみて、可能性はたかいたかんがえる。このことと、今法勝寺と撰津がかかわることを総合してみると新座すなわち法勝寺猿楽であるとしてよいのかもしれない。はじめ法勝寺猿楽として咒師と猿楽をふくみ、猿楽の発展にもなって咒師と分離した後これが新座と俗称されるようになったとみるのである。法成寺と大和とのかわりは法成寺も春日興福寺も藤原氏にふかい縁のあることだから可能性はある。ただし『花伝』にいう「撰津」の注記に矛盾することについては、いまだかんがええないところである。▲三・一七稿▼

▲たぐちかずお 静岡英和短大教授▼